二三	一、六三〇トン
二四	九トン
二五	〇トン
二六	一、六七六トン
二七	二、四八二トン
二八	一トン
二九	二一八トン

○財務省告示第二百八十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十一年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年八月三十一日

財務大臣　与謝野　馨

平成二十一年度の初日から平成二十一年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　七万六千二百八十一トン

二　冷凍牛肉　九万千九百二十一トン

○国税庁告示第十八号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月三十一日

国税庁長官　加藤　治彦

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人アジア日本相互交流センター	愛知県名古屋市中村区松原町一丁目二四番地	田口　京子	平成二十一年九月一日から平成二十三年八月三十一日まで
特定非営利活動法人アレルギー支援ネットワーク	愛知県名古屋市中村区松原町一丁目二四番地COMBi本陣S一〇三	須藤　千春	平成二十一年九月一日から平成二十六年八月三十一日まで
特定非営利活動法人ESAアジア教育支援の会	東京都狛江市東和泉一丁目二三番三号一〇一	田代日出夫	平成二十一年九月一日から平成二十三年八月三十一日まで
特定非営利活動法人シャプラニール市民による海外協力の会	東京都新宿区西早稲田二丁目三番一号	中田　豊一	平成二十一年九月一日から平成二十三年八月三十一日まで

○財務省告示第二百八十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十一年七月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年八月三十一日

財務大臣　与謝野　馨

平成二十一年度の初日から平成二十一年七月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　二十三万五百五トン

二　生きている豚及び豚肉等　二十三万五百七トン

○財務省告示第二百八十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第二二項に係る物品についての平成二十一年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十一年八月三十一日

財務大臣　与謝野　馨

平成二十一年九月一日

○厚生労働省告示第四百二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十八条の規定により告示する。

平成二十一年八月三十一日

厚生労働大臣　舛添　要一

一　健康保険組合の名称　中国工業健康保険組合

二　事務所の所在地　広島県呉市広名田一丁目三番一号

三　設立事業所の名称及び所在地　中国工業株式会社　広島県呉市　外一事業所

四　認可の年月日　平成二十一年八月十日

○厚生労働省告示第四百四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十一年八月三十一日

厚生労働大臣　舛添　要一

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
特定非営利活動法人腎臓病早期発見推進機構	東京都新宿区市谷本村町三番二五号　高橋　進	平成二十一年九月一日から平成二十三年八月三十一日まで
特定非営利活動法人日本チェルノブイリ連帯基金	長野県松本市浅間温泉二丁目一二番一二号　鎌田　實	平成二十一年九月一日から平成二十三年八月三十一日まで
特定非営利活動法人富士山を世界遺産にする国民会議	東京都港区麻布台一丁目七番三号七階　成田　豊	平成二十一年九月一日から平成二十六年八月三十一日まで
特定非営利活動法人ホームレス自立支援市川ガンバの会	千葉県市川市八幡四丁目五番一〇号市川ニューハイツ二〇二号室　副田　一朗	平成二十一年九月一日から平成二十六年八月三十一日まで

二　別表特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画ＷＦＰ協会の項中「平成二十一年八月三十一日」を「平成二十六年八月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人ジェンの項中「平成二十一年八月三十一日」を「平成二十六年八月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人天然資源開発機構の項中「平成二十一年九月三十日」を「平成二十六年九月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンターの項中「平成二十一年九月三十日」を「平成二十六年九月三十日」に改める。

○国税庁告示第十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十項の規定に基づく公示された事項について変更があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月三十一日

国税庁長官　加藤　治彦

別表特定非営利活動法人神奈川被害者支援センターの項中「神奈川県横浜市神奈川区神之木台二二番一四号」を「神奈川県横浜市中区常盤町三丁目二七番二号アークステージ関内九〇一号室」に改める。

○厚生労働省告示第四百三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十一年八月三十一日

厚生労働大臣　舛添　要一

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
ミレニアムリテイリンググループ健康保険組合	そごう・西武健康保険組合	平成二十一年九月一日